



(電気料金補助の問題)

灯数基準制(現行)と支拂料金基準制について

既にご承知のことと思ひますが、一応ご説明いたします。

(A) 灯数基準制は現在の制度で、灯数×二五〇円(百円全額分)一灯とは一基、つまり街灯設置の電柱一本を一灯とみなしている。この際電球のW数の大小に関係ない。

支拂料金基準制は、町会で支拂う電気料金を基準に一律にその何パーセントを市から補助してもらいたいという案である。

五十五年度補助率は七一%である。

(B) の方向へ改正したい理由

(1) 灯数そのものの解釈がまちまちである。

東北電力でも、一基でも二灯に計算する基準があり、最近電器具(灯具)の多様化により益々この区別が困難になってきており、素人目には全くわからぬ

(2) 従つて町会から報告の灯数と電力会社登録の台帳にある灯数とは異なるものがあり、その照合には、現場調査の必要があり、こぢら側の灯数を把握するには相当の日数と電力の専門家の調査を要請しなければならぬ。

(3) 防犯上交通安全上、町を明るくするに積極的な町会ほど、補助率が少く、小さい球と多くつけた場合(百円分)は、百パーセント近くの補助率になつており、結果として暗い町に有利になつてゐる。

(4) 案だと、周辺地域は若干補助率下り、大きい球をつけている中部地区の部は補助率が上り、とによるが、たゞ繁華街であるも補助対象は公衆街路灯に限られており、商業灯は勿論街路灯ではないし、補助はない。

(5) 支拂料金基準制だと、電力会社の料金領収一覧表(町会別)とみて、灯数に関係なく支拂料金へ一定のペセントをかければ、補助額がすぐ算出される。多く支拂った町会へは多く、少く支拂つてある町会へは少く、合理的であるし、トドフルもなくほり。

(6) 現在の灯数基準制は、昭和三十三年度、始めて市から補助をうけた当時は、暗かった市内にとりあえず、一灯40円全額方程式を打ち出したものと思う。今日の事情とは異なるものがあつたと思う。今後の発展を考えれば一部不利益を蒙る町会があつても、視覚を全市的立場に移し、大東洋市場からB某を考慮していくべきに思う。

なお、このことは、市当局の意向もあり、交渉しきればはらないうが、それ以前に町会側個々のコンセンサスを得た上で、連合会としての決論を、としたものである。建設部会/執行部会/でも審議され、いつれ地区連合町会長会議、役員会とも審議されたことなる。

60円全額方式について

現在の40円全額制に対して、市議会で60円全額方式を主張された議員の方があつた。

40円より60円では勿論補助額が多くなる。

この方、式を五年度に実施するさせば、總額で六六・三三九六八円になり、50%未満の計算分も加えれば、七千万近くの補助額になるだろう。それは、それとして現在40円だけの町会、40円と60円以上のまじつている町会、計算はまことに複雑になり大変な事務だ。しかも従来、現在の弊害ある灯数基準制は、そのまま正まることがになり、ガソリンの手術に待つたをかけたようだ。ものには、提案者のご趣旨はよくわかるし、まことに有難いが、あるか、事務を直接扱うる者としては再検討してほしいところである。

従来、現在の慣行を変えることは、たゞよいものであつても大変な抵抗があるものである。年配者の多い団体では、特にその傾向がつよいように思ふ。とくにこの問題は、町会にとつて利害がからむので、曲折も予想される。町会工事を行なせると何ひとつできまい、や、観念論では混乱させられただけである。

必要なデータの検討を基に慎重にこれをすすめたい。最終的には、各所長役員の良識が決論をあにえることになります。

